

重要事項説明書（指定一般相談支援・指定特定相談支援・指定障害児相談支援）

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第107号）」第5条及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

第1条（事業者の概要）【特定・一般・児童】

| | |
|------------------|---|
| 事業者氏名 | 社会福祉法人 そうそうの杜 |
| 代表者氏名 | 理事長 荒川 輝男 |
| 法人本部所在地 (連絡先) | 大阪府大阪市城東区鳴野 東 3-2-26 (電話：06-6965-7171) |
| 法人設立年月日 | 平成13年10月25日 |

第2条（サービス提供事業所の概要）【特定・一般・児童】

(1) 事業所の所在地等

| | |
|------------------|--|
| 事業所名称 | 地域生活支援センター あ・うん |
| サービスの主たる 対象者 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者、 発達障害者、障害児 |
| 大阪府 指定事業所番号 | 指定一般相談支援 2734400050号（平成24年4月1日指定） 指定特定相談支援 2734400050号（平成24年4月1日指定） 指定障害児相談支援 2774400010号（平成24年4月1日指定） |
| 事業所所在地 | 大阪府大阪市城東区鳴野 東 3丁目2-26 |
| 連絡先 担当者氏名 | 電話 06-6965-7171 FAX 06-6167-2622 地域生活支援センターあ・うん 相談担当者 林 直輝 夜間緊急時、休業日の連絡先 080-3758-2988（荒川） |
| 事業所の通常 事業実施地域 | 大阪府大阪市城東区全域 但し、特例の場合はその限りではない |

(2) 事業の目的および運営方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 社会福祉法人そうそうの杜（以下「事業者」という。）が設置する地域生活支援センターあ・うん（以下「事業所」という。）において実施する指定地域移行支援事業及び指定地域定着支援事業（以下「指定一般相談支援 |
|-------|---|

| | |
|-------------|--|
| | <p>事業」という。)、指定特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「指定特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定地域相談支援、指定計画相談支援等の提供を確保することを目的とする。</p> |
| <p>運営方針</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 当事業の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。 2. 当事業の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。 3. 当事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。 4. 当事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとする。 5. 障害者総合福祉法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。 |

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

| | |
|-----------------|---|
| <p>営業日</p> | <p>月曜日～金曜日（祝日、8/12～8/16のうちの3日間、12/30～1/3のうちの3日間を除く）また、年度により変動するものとする。</p> |
| <p>営業時間</p> | <p>午前9時～午後5時 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。</p> |
| <p>サービス提供時間</p> | <p>24時間、365日</p> |

* 営業日及び営業時間以外に相談又は打ち合わせがある場合には担当の相談支援専門員に事前にご確認ください。

(4) 事業所の職員体制・職務内容

| 管理者 | 真頼 正施 | |
|---------------------------------|---|--------------------------------|
| 職種 | 職務内容 | 人員数 |
| 管理者 | 1. 従業者及び業務に関わる管理 2. 従業者に法令等の規定を遵守されるため必要な指揮命令 | 常勤1名 |
| 相談支援専門員 地域移行支援員 地域定着支援従事者 | 1. 日常生活全般に関する相談業務 2. 地域移行支援計画の作成 3. 指定地域相談支援に関する業務全般 4. 相談支援専門員による従業者に対する技術指導及び助言の実施 | 6名 (うち1名 管理者兼務) 非常勤3名 |

第3条 (特定相談支援の内容) 【特定・児童】

1. 事業者は、相談支援専門員に地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談業務を担当させるものとします。

2. 事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させ、サービス等利用計画の作成を支援するものとします。

(1) アセスメントの実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行うものとします。

(イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとします。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとします。

(2) サービス等利用計画案の作成

アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援及び指定地域相談支援(以下、「指定障害福祉サービス等」という。)が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量並びに福祉サービス等を提供するうえでの留意事項等を記載します。

(3) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

(4) サービス等利用計画の作成

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区別したうえで、サービス等利用計画を作成し、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとします。

(5) 継続的なモニタリングの実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的にを行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録します。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

3. 相談支援専門員は、サービス利用計画を作成する場合及び変更する場合について、原則としてサービス担当者会議を開催し、担当者に対する照会等により、各サービス担当者より専門的な意見を求めるものとします。

4. 相談支援専門員は、福祉サービス等の実施状況や利用状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

第4条 (サービス利用計画の変更)【特定・児童】

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断し提供されるよう指定障害福祉サービス事業者等への連絡調整その他の便宜を図るものとします。

第5条 (障害者支援施設への紹介)【・児童特定】

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の支援を行うものとします。

第6条 (指定地域相談支援の内容)【一般】

事業者は、相談支援専門員、地域移行支援及び地域定着支援従事者に、以下の内容の業務を担当させるものとします。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定地域移行支援に関する内容
 - (ア) 地域移行支援計画の作成および評価
 - (イ) 地域に移行するための活動に関する面接または同行による支援
 - (ウ) 障害福祉サービスの体験的な利用
 - (エ) 体験的な宿泊
- (4) 指定地域定着支援に関する内容
 - (ア) 地域定着支援台帳の作成及び評価
 - (イ) 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じた常時の連絡体制の確保
 - (ウ) 緊急時における一時的な滞在等による支援
 - (エ) 訪問等による利用者の状況の把握
- (5) その他必要な相談支援、助言等

第7条（地域移行支援計画及び地域定着支援の変更）【一般】

事業者は、常に利用者の状況の変化に留意し、その把握に努め、当該地域移行支援計画や地域定着支援の見直しについて検討を行い、必要に応じて当該地域移行支援計画や地域定着支援の変更を行い、これに基づくサービスが円滑に提供されるよう障害福祉サービス事業者等への連絡調整その他の便宜を図るものとします。

第8条（指定特定相談支援、指定地域相談支援の利用料金）【特定・一般・児童】

指定特定相談支援、指定地域相談支援に関する利用料金は無料です。

第9条（交通費・その他の費用）【特定・一般・児童】

- (1) 相談支援を提供するため、当該利用者を訪問する際にかかる交通費は、第2条に記載するサービス実施地域内にお住まいの方については、無料となります。
- (2) 第2条に記載するサービス実施地域以外の地域の居宅等を訪問して相談支援を行う場合には、それに要した公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費を、当該利用者から事業者へお支払いいただきます。なおこの場合、事業者の車を使用する場合は、次の経費となります。
 - (ア) 事業所から片道5キロメートル未満 0円
 - (イ) 事業所から片道5キロメートル以上 往復 実費
- (3) 前項の費用の額に係る相談支援の提供にあたっては、あらかじめ、当該利用者に対し、指定特定相談支援及び指定地域相談支援の内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとします。
- (4) 上項2の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った当該利用者に対し交付するものとします。

(5) それ以外の事態が生じた場合は、費用を徴収する事もあります。

第10条 (利用料、その他の費用の請求及び支払方法) 【特定・一般・児童】

| | |
|-------|--|
| ①請求方法 | 利用料及びその他の費用の額は、利用実績に基づいて、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求いたします。 |
| ②支払方法 | 請求書を確認のうえ、請求月の末日までに以下のいずれかの方法によりお支払いください。 ア：事業者指定口座への振り込み イ：利用者指定口座からの自動振替 ウ：現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、保管されますよう、お願いいたします。 |

※利用料、その他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

第11条 (サービス提供にあたっての留意事項) 【特定・一般・児童】

- 指定特定相談支援及び指定地域相談支援の提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。
- 担当となる相談支援専門員及び相談支援従事者の選任及び変更は、適正かつ円滑に相談支援を提供するため、事業所において行います。利用者等から特定の職員を指名することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 利用者等が、担当の相談支援専門員及び相談支援従事者の変更を希望する場合には、事由を明らかにして事業所まで申し出てください。ただし、業務上不適当とされる事由が無いと判断される場合には、担当者の変更を致しかねる場合があります。

第12条 (虐待の防止) 【特定・一般・児童】

事業所は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者の選定及び窓口の設置

| | |
|-------------|--------------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者：真頼 正施 |
| 窓口 | 相談支援専門員：林 直輝 |

②成年後見制度の利用

③苦情解決体制の整備

- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- ⑤ 虐待の未然防止・早期発見につなげるために、関係機関への連絡

第13条 (秘密の保持及び個人情報保護)【特定・一般・児童】

| | |
|----------------------------|---|
| <p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持</p> | <p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>(1) 事業者及び事業者の使用するもの(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密(以下、個人情報)を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>(2) また、この個人情報を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>(3) 事業者は、従業者に業務上知り得た個人情報について、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その個人情報を漏らさず、保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p> |
| <p>②個人情報の保護について</p> | <p>(1) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>(2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>(3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります)</p> |

第14条 (事故発生時の対応方法) 【特定・一般・児童】

利用者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

| | |
|-------|---|
| 保険会社名 | エーアイユーほけんかいしゃ AIU保険会社 |
| 保険名 | ぎょうむさいがいそうごうほけん 業務災害総合保険 |
| 保障の概要 | ぎょうむさいがいほしょう ばいしょうせきにんほしょう 業務災害補償、賠償責任保証 |

第15条 (身分証携行義務) 【特定・一般・児童】

相談支援専門員、地域移行支援及び地域定着支援従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条 (相談支援に関する相談、苦情、要望等の窓口) 【特定・一般・児童】

相談支援に関する相談、苦情及び要望等(以下「苦情等」という。)については、下記の窓口で対応します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録保存し、事業者として相談支援の質の向上に努めます。なお、苦情等に適切に対応するための手順は以下の通りとします。

- ①苦情の受付 ⇒ ②苦情内容の確認(必要に応じて聞き取り訪問) ⇒ ③苦情解決責任者への報告 ⇒ ④苦情解決に向けた対応の実践 ⇒ ⑤原因究明 ⇒ ⑥再発防止・改善の措置 ⇒ ⑦苦情解決責任者への最終報告 ⇒ ⑧苦情申立者に対する報告

(1) 事業所苦情等窓口

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 苦情解決責任者 | 事業所管理者 : 真頼 正施 |
| 苦情受付窓口 | 相談支援専門員 : 林 直輝 |
| 受付時間 | 午前9時から午後5時(休業日を除く) |
| 連絡先 | 電話 : 06-6965-7171 FAX : 06-6167-2622 |

(2) 第三者委員

事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から事業所に対するご意見等もいただいています。事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

| | |
|---------|--|
| 第三者委員氏名 | 林 和雄 (りん ほーしゅん) |
| 連絡先 | ファックス FAX : 06-6605-6786 イーメール e-mail : h-lin1951@y6.dion.ne.jp |

(3) その他の受付窓口

| | |
|--|--|
| 【事業者の窓口】 社会福祉法人 そうそうの杜 地域生活支援センター あ・うん | 所在地 おおさかしじょうとうくしぎの ひがし 大阪市城東区鳴野 東 3-2-26 電話番号 06-6965-7171 ファックス 06-6167-2622 受付時間 げつ きんようび しゅくじつ のぞ 月～金曜日 (祝日を除く) ごぜんじ ごごじ 午前9時～午後5時 |
| 【市町村の窓口】 城東区役所 保健福祉課 | 所在地 しょざいち 大阪市城東区中央 3-5-45 電話番号 でんわばんごう 06-6930-9857 ファックス FAX 06-6932-1295 受付時間 うけつけじかん げつ きんようび しゅくじつ のぞ 月～金曜日 (祝日を除く) ごぜんじ ごごじ 午前9時～午後5時 |

第17条 (利用開始年月日) 【特定・一般・児童】

【特定・児童】相談支援を _____ 年 _____ 月 _____ 日より、利用開始します。

【一般】指定一般相談支援を _____ 年 _____ 月 _____ 日より、利用開始します。

附則 この説明書は平成24年4月1日より施行する。

附則 この説明書は平成26年4月1日より施行する。

附則 この説明書は平成27年4月1日より施行する。

附則 この説明書は平成28年4月1日より施行する。

附則 この説明書は平成29年8月1日より施行する。

附則 この説明書は平成29年12月10日より施行する。

附則 この説明書は平成30年1月1日より施行する。

附則 この説明書は平成30年10月1日より施行する。

※重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年大阪府条例第107号）」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

| | |
|-----------------|-------|
| この重要事項説明書の説明年月日 | 年 月 日 |
|-----------------|-------|

| | | |
|------------|-------|----------------------|
| 事業者 事業者 | 所在地 | 大阪府大阪市城東区鳴野 東 3-2-26 |
| | 事業所名 | 地域生活支援センター あ・うん |
| | 代表者名 | 管理者 真頼 まさのぶ |
| | 説明者氏名 | |

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受けました。

| | | |
|-----|--------|---|
| 利用者 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |
| 代筆者 | 住所 | |
| | 氏名(続柄) | 印 |

| | | |
|-----|----|---|
| 代理人 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |